

●ローリングタワーの高さの規制

①控棒（アウトリガー）が無い場合

脚輪（キャスター）の下端から作業床までの高さ（H.m）と、ローリングタワーの外郭を形成するキャスターの主軸間隔（L.m）とは次の式を満足するものとする。

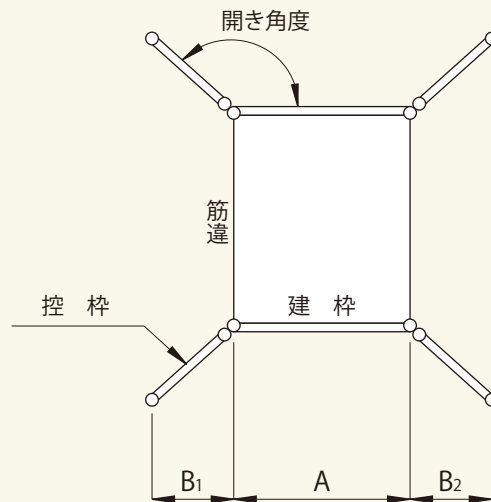
$$H \leq 7.7L - 5$$

②控棒（アウトリガー）を有する場合

控棒を有する構造のローリングタワーにあつては、1の式におけるLmの値を、次の式により得られる値とすることができる。

$$L = A + 1/2 (B_1 + B_2)$$

上式においてA・B₁・B₂は下図に示すものとする。



●積載荷重

ローリングタワーの積載荷重（Wkg）は、作業床の面積（A㎡）に応じて次の式により得られた値とする。

$$A \geq 2 \text{ のとき } W = 250 \text{ (kg)}$$

$$A < 2 \text{ のとき } W = 50 + 100A \text{ (kg)}$$

※以上の式は、仮設工業会発行の『移動式足場の安全技術基準』によります。

●使用上の注意

- ①足場に積載荷重を表示し、その荷重以上積載しないこと。
- ②足場には偏芯荷重、水平荷重および衝撃荷重をなるべく与えないようにすること。
- ③作業床上では、脚立、梯子などは使用しないこと。
- ④枠組構造の外側空間を昇降路とする移動式足場は同一面より同時に2名以上の者が昇降しないこと。
- ⑤作業者などを乗せたまま移動しないこと。
- ⑥傾斜面での使用については、脚柱ジャッキによって枠組構造部を鉛直に立て、作業床の水平を保持すること。
- ⑦作業者が無理な姿勢で作業を行わないで済むように作業箇所近接した位置に足場を設置すること。
- ⑧脚輪のブレーキは、移動中を除き常に作動させておくこと。
- ⑨移動路面および移動空間にある障害物は撤去すること。